

各位

浜松市監査委員	石坂守啓
浜松市監査委員	佐藤雅秀
浜松市監査委員	太田康隆
浜松市監査委員	須藤京子

随時監査等の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定に基づき、随時監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

また、監査結果に基づく措置が講じられましたので、同条第14項及び第15項の規定により公表します。

目 次

随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)・行政監査結果に関する報告	3
第1 監査の基準	3
第2 監査の対象	3
第3 監査の期間	3
第4 監査の着眼点及び実施内容	3
第5 監査の結果	3
監査結果に基づく措置	4

随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)・行政監査結果に関する報告

第1 監査の基準

この監査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

第2 監査の対象

次のとおりである。

対象とする事業会計	対象とする部	対象とする課等
1 病院事業会計	健康福祉部	病院管理課
		佐久間病院
2 水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		水道工事課
		浄水課
		北部上下水道課
		天竜上下水道課
3 下水道事業会計	上下水道部	上下水道総務課
		お客さまサービス課
		下水道工事課
		下水道施設課
		北部上下水道課
		天竜上下水道課

第3 監査の期間

令和7年5月30日から同年8月1日まで

第4 監査の着眼点及び実施内容

令和6年度公営企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかを着眼点とし、検証した。

監査手続については、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて監査を行った。

第5 監査の結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

監査結果に基づく措置

市民部

<財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)>

UD・男女共同参画課

- ・公の施設の指定管理者：東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ
- ・施設名：浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和7年2月19日、監査基準日：令和6年6月30日)

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターにおける利用者の私物(楽器)保管のための占有に関し、令和5年度及び令和6年度において、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例における利用許可又は浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可に係る手続を行うべきところ、いずれも行っていない。また、これらに係る利用料金又は使用料の徴収も行っていない。

【措 置】(報告年月日：令和7年7月14日)

当該指摘事項について事実確認を行ったところ、令和5年度及び令和6年度において、本来利用者が楽器を保管すべき場所ではない倉庫に利用者(2団体)の私物(楽器)が保管されており、また当該利用者による私物(楽器)保管のための占有の時期、場所などの実態が不明であるため、占有に係る面積の確認ができませんでした。そのため、当該利用者に対して過年度に係る利用許可及び行政財産使用許可並びに利用料金及び使用料の徴収は行わないことといたしました。

今回の指摘を受け、当該利用者の私物(楽器)保管のための占有の実態を調査し、当該利用者の意向を確認し、協議のうえ占有場所及び占有面積を確定いたしました。また、令和7年4月21日、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターの占有に係る行政財産使用許可申請書を提出させ、同年5月1日から行政財産使用許可及び使用料の徴収を行うようにいたしました。

今後は、再発防止に向け利用団体及び指定管理者に対して定期的な立入調査による確認を行い、浜松市公有財産管理規則に基づき適正な事務処理を行ってまいります。